

# 奈良県酪農・肉用牛生産近代化計画(案)について

令和7年12月  
食農部

## 計画の根拠

【酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律】(平成29年法律第182号)

- ・酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図り、あわせて牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的とする(第一条)
- ・知事は、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画を作成することができる。その内容は、国的基本方針の内容と調和するものでなければならない(第二条の三)

## 【国の基本方針】

第9次基本方針(令和7年4月策定)

- ・生乳や牛肉の需給緩和による脱脂粉乳の在庫増や枝肉・子牛価格の低下
  - ・資材の高騰等による、飼料費を始めとした生産コストの上昇・高止まり
- ①従来の生産手法の見直しを含む、生産コストの低減・生産性の向上  
②生乳や牛肉の需要拡大への取組と、需要に応じた生産の推進による需給ギャップ解消  
③国産飼料の生産・利用の拡大を通じた輸入飼料依存度の低減

## <生産数量及び飼養頭数の目標設定の考え方>

国内人口減少に伴い、国内需要の減少が見込まれる一方、海外での人口や所得の増加等により、海外需要の増加が見込まれるため、目標は、現状並みの水準を設定する。

(参考)全国の目標値

生乳生産量	: R5年度 732万t	→ R12年度 732万t
乳牛飼養頭数	: R5年度 133.5万頭	→ R12年度 117.3万頭
肉牛飼養頭数	: R5年度 267.9万頭	→ R12年度 275.3万頭

## <第9次基本方針における目標年度の変更>

変更前: 10年後を目標年度とし、5年ごとに見直しする

変更後: 5年後を目標年度とする

## 県計画の期間

・現計画は令和3年度に策定(計画期間:令和3~12年度)

・情勢変化、国の基本方針の変更を踏まえ、新たな計画を策定

## 奈良県の現状

(計画期間:令和8~12年度)

・令和5年度の酪農・肉用牛生産額は41億円

(県農業産出額413億円のうち10%を占める)

・家族経営主体で、高齢化や担い手不足による人的負担が増している

・輸入飼料等の生産コスト高騰が経営の安定性に深刻な影響を与えており

・飼養戸数・頭数はいずれも減少傾向

酪農家戸数・頭数 : R3.2 41戸・3,140頭 → R6.2 32戸・2,841頭

肉用牛農家戸数・頭数 : R3.2 46戸・4,061頭 → R6.2 44戸・3,290頭

## 県計画の概要

### I章 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

奈良県の酪農及び肉用牛の需給をめぐる情勢の変化と対応方向

- ①経営の効率化、生産コスト低減に向けた対応
- ②畜産物の需要拡大に向けた対応
- ③国産飼料の安定供給体制の構築に向けた対応



持続可能な畜産経営を確立

- ・ICT機器やスマート農業技術の活用による省力化、収益性向上、作業標準化
- ・生産寿命の長い牛群への転換による後継牛の導入コストの低減
- ・県内産和牛のブランド力及び認知度向上による競争力の更なる強化
- ・輸出を視野に入れた飼養衛生管理体制の強化
- ・耕畜連携の推進による国産飼料の生産量の増加

### II章 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

- ・国の基本方針に沿い、飼養頭数の現状維持を基本に、持続可能な生産規模の実現を図る。

生乳生産量	: R5年度 20,868 t	→ R12年度 20,860 t
乳牛飼養頭数	: R5年度 2,841 頭	→ R12年度 2,840 頭
肉牛飼養頭数	: R5年度 3,290 頭	→ R12年度 3,450 頭

### III章～V章 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

- ・経営規模や経営方式に準じた経営指標を作成
- ・酪農・肉用牛経営の両方において、ICT機器やスマート農業技術の活用による1頭当たりの飼養労働時間の削減を目指す
- ・耕畜連携の推進による国産飼料の確保、エコフィードの更なる活用

### VI章 集乳及び乳業 並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

- ・集乳経路の集約化、車両稼働率の向上等の取組の推進
- ・県内唯一の食肉流通拠点である奈良県食肉センターにおける、HACCPに基づく継続的な衛生管理体制の維持及び輸出型施設への転換を視野に入れた建替えの検討

## 今後のスケジュール

令和7年12月 12月定例県議会報告

令和7年12月～1月 パブリックコメント

令和8年3月 2月定例県議会報告

令和8年4月 施行